

令和3年度 第1回琴浦町地域公共交通会議

日 時 令和3年7月27日(火)

13時30分～

場 所 琴浦町役場 第1会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 協議事項

(1)安田地区、成美地区の一部における交通空白地有償運送について

①必要性

②運送の区域

③旅客の範囲

④収受する対価

(2)令和4年度琴浦町営バス再編計画について

4 報告事項

(1)古布庄地区における共助交通の実証実験について

5 今後のスケジュール等

6 その他

7 閉会

琴浦町地域公共交通会議 委員構成一覧

(任期：令和2年4月1日～2年間)

	区 分	氏 名	役 職	備考	出欠
1	事業者	徳丸 淳史	日ノ丸自動車株式会社 倉吉営業所長		
2		田中 富恵美	株式会社 田中商店 専務取締役		
3		岩田 基志	日本交通株式会社 顧問		
4	運転者が組織する団体	下村 浩司	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部倉吉分会委員長		
5	住民又は利用者の代表者	馬野 忠篤	古布庄地域振興協議会 会長		
6		那須 典久	以西地区振興協議会 会長		
7		小泉 傑	安田地区振興協議会 会長		
8		中原 豪	琴浦町PTA連合会 会長		
9		田中 明	高齢者クラブ連合会長		
10		小椋 正和	琴浦町議会議長		
11	中国運輸局	久保 博嗣	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官		
12	社団法人鳥取県バス協会	徳丸 孝信	日本交通株式会社 倉吉営業所 相談役		
13	琴浦大山警察署	石賀 聡	琴浦大山警察署 交通課長		
14	琴浦町 会長	小松 弘明	琴浦町長		
15	琴浦町教育委員会	田中 清治	琴浦町教育委員会 教育長		
16	教育総務課	桑本真由美	教育総務課 課長		
17	福祉あんしん課	渡邊 文世	福祉あんしん課 課長		
18	すこやか健康課	中井 裕子	すこやか健康課 課長		
(事務局)					
1	琴浦町総務課 課長	山田 明	町営バス運行管理責任者		
2	琴浦町企画政策課 課長	山根 利恵	バス担当課長		
3	琴浦町企画政策課 課長補佐	住吉 康弘	バス担当		
4	琴浦町企画政策課 主事	黒松 直人	バス担当		

【協議事項】

(1) 安田地区、成美地区の一部における自家用有償旅客運送の登録について

①必要性について

■町営バス上中村線は予約型デマンドバスとして運行しているが、日中の各便の利用者は1人以下となっている。令和4年度町営バス再編の基本方針として、各便の平均利用者が1人以下の便は減便と対象となり、朝夕を除く上中村線の日中のバスは減便となるため、日中の利用者の移動について検討が必要となった。

昨年、該当地区において住民ボランティアドライバーによる共助交通の実証実験を行った結果、地域内で今後も取り組み継続の要望あった。地域住民の移動の確保、持続可能な地域づくりを目的として、安田地区振興協議会が交通空白地有償運送により共助交通の取り組みを継続することとなった。

②運送の区域 ③旅客の範囲 ④収受する対価 について

【国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局への申請内容】

1	名称、住所、代表者の氏名	安田地区振興協議会 鳥取県東伯郡琴浦町大字湯坂 189 会長 小泉 傑
2	自家用有償旅客運送の種別	交通空白地有償運送
3	路線又は運送の区域	琴浦町安田地区および成美地区の一部(別紙のとおり) (笹津、坂ノ上、下市、向原、湯坂、光、尾張、梅田、緑、佐崎、上中村、下中村、太一垣、国主、城山)
4	事務所の名称及び位置	安田地区振興協議会 (鳥取県東伯郡琴浦町湯坂 189)
5	事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数	安田地区振興協議会 軽自動車 1 台
6	運送しようとする旅客の範囲	琴浦町安田地区および成美地区の一部(笹津、坂ノ上、下市、向原、湯坂、光、尾張、梅田、緑、佐崎、上中村、下中村、太一垣、国主、城山)に在住する住民を基本とする。
7	路線又は運送の区域ごとの対価の額	1 乗降につき一律 3 0 0 円。

※別紙「助け合い交通ことうら利用案内」のとおり

(2) 令和4年度琴浦町営バス再編計画について

<公共交通体系再編計画の概要>

見直しの方針	<ul style="list-style-type: none">・ 町営バスとスクールバスを統合・ 運行便数の変更 日平均2人未満の便は原則減便・ 運行時刻の変更 小中学校の登下校、JRとの接続を考慮
運行ルートの追加	<p>【上法万線】 平和部落を追加…小中学生の登下校に対応するため</p> <p>【琴浦海岸線】 トリアルを經由…利用者の利便性向上のため</p> <p>【船上山線、上中村線】 船上小学校を經由…小学生の登下校に対応するため</p> <p>【福永線、上法万線、野井倉線】 聖郷小学校を經由…小学生の登下校に対応するため</p>

※別紙「ことうらバスの運行の見直しのお知らせ」のとおり

【報告事項】

(1) 古布庄地区における共助交通の実証実験について

古布庄地区において高齢者等の移動確保は地域課題となっている。

こうした課題を解決するため、古布庄地域振興協議会が主体となり、地域住民の移動支援に取り組む。

今回の住民ドライバーを活用した交通の実証実験により、利用実態の把握、運行内容の詳細を検証し、今後の移動支援の在り方を検討していく。

<実証実験の概要>

1	実験期間	令和3年9月21日(火)～11月19日(金)(2カ月間)
2	運行時間	月～金(土日祝日運休) 上り2便 下り2便
3	運行区域	古布庄地区内から浦安駅、アパート周辺
4	対象者	古布庄地区に在住の方
5	運賃	無料(実験のため)
6	ドライバー	住民ボランティア8名
7	運行内容	定時運行、玄関先から目的地まで
8	予約	前日の15時までに予約

※別紙「たすけあい交通古布庄利用案内」のとおり

【今後のスケジュール等】

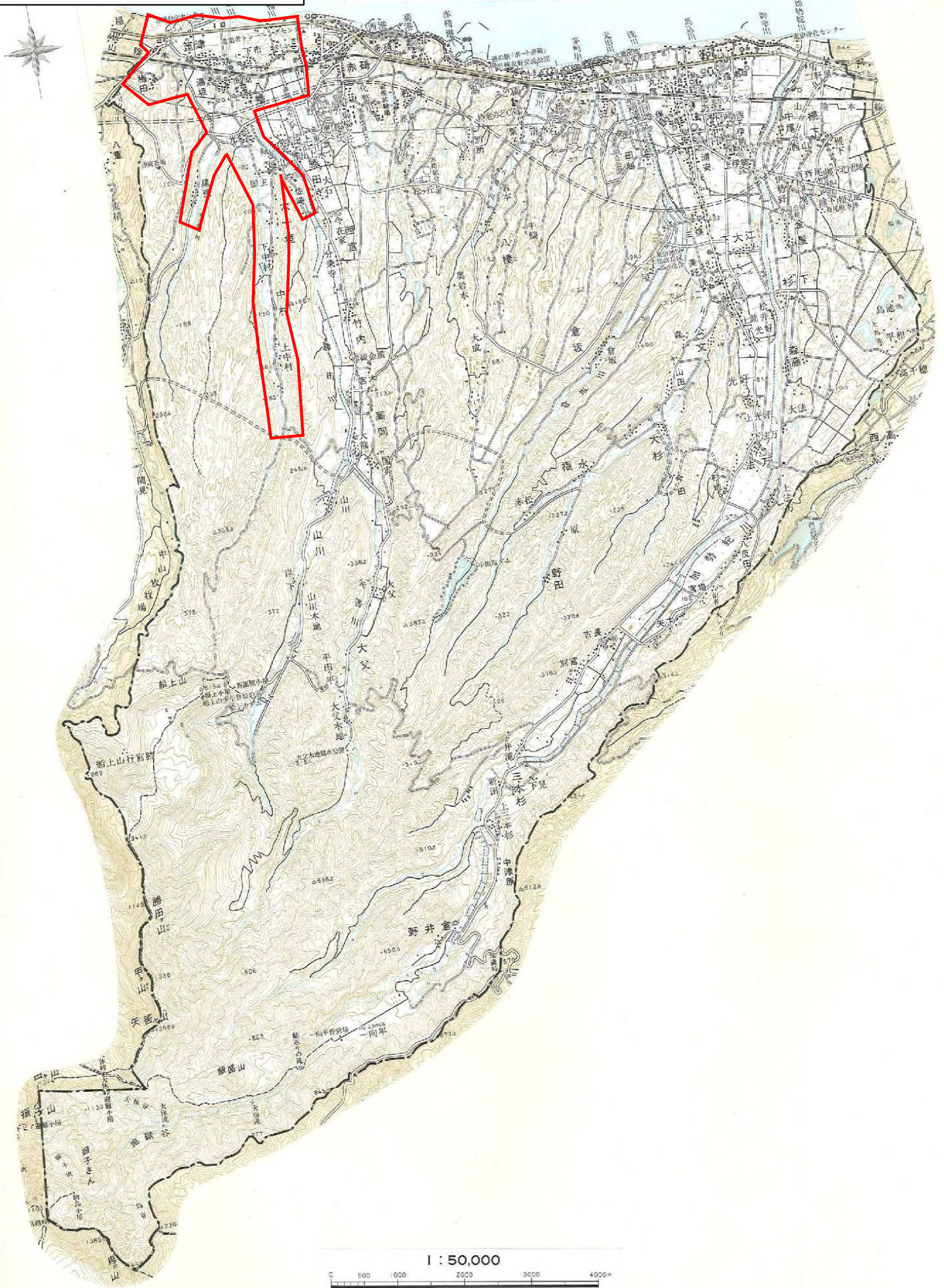
①第2回琴浦町地域公共交通会議

日時：令和4年1月下旬予定

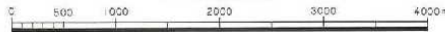
内容：琴浦町営バスにおける交通空白地有償運送の変更登録について

安田地区振興協議会
交通空白地有償運送区域図

琴浦町全図



1 : 50,000



籠津、坂ノ上、下市、向原、湯坂、光、尾張、梅田、緑、佐崎、上中村、下中村、太一垣、国主、城山のみなさまへ

助け合い交通 ことうら



利用者募集！ 9月運行開始予定

地域住民の外出を町民ドライバーの運転でサポートする、新しい助け合いの交通！

昨年の11月から2カ月間、町営バス上中村線エリアにおいて、住民ボランティアドライバーによる助け合い交通の実証実験を行いました。その中で多くの方に利用していただき、今後も助け合いによる移動を継続してほしいという意見をいただきました。そこで、安田地区振興協議会ではこの助け合いによる交通の取り組みを継続することにいたしました。地域の移動手段を確保するだけでなく、住民同士のつながりや地域の活性化を目指します。ぜひ、ご利用ください。

利用者登録済のみなさん

予約

電話で予約！

町民ドライバー

ご指定の日時に車を手配します

ご自宅までお迎えします！

帰りも予約しておくことさらに便利♪

ご指定日に乗車してお出かけ！

通院に

お買い物に

銀行に

知人に
会いに

利用者登録は
裏面へ！▶

利用者登録受付は
7月20日(火)まで！



お問合せ先

- ・安田地区振興協議会 ☎070-2645-2147 メール：yasudashien01@gmail.com
- ・琴浦町企画政策課 ☎0858-52-1708

「助け合い交通ことうら」の利用者を募集しています！

「助け合い交通ことうら」の概要

9月運行開始予定

区域

右図の通り

運行日程

週3回（月・水・金）

9:00～16:00

運賃

1回 300円

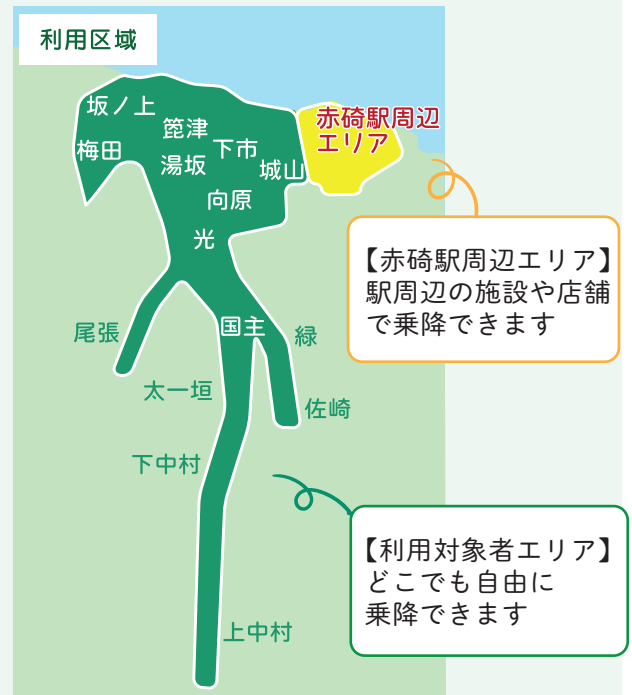
運転手は事前に国が指定する講習を受けています。安心してご利用ください。

予約

月～金曜日の9:00～16:00に受付
※当日の1時間前まで受付。
朝9:00の配車は前日16:00までに予約が必要。

利用対象者

区域内にお住まいの方
(笹津、坂ノ上、下市、向原、湯坂、光、尾張、梅田、緑、佐崎、上中村、下中村、太一垣、国主、城山にお住まいの方)



利用登録にあたっての注意事項

- ①事故が起こった場合の補償は、協議会が加入する自動車保険の補償限度額の範囲となります。
- ②この事業は協議会の趣旨に賛同する地域住民の善意の行為です。
運転手の都合および気象条件により運行を取りやめる場合があります。
- ③一人で車両に乗り降りできる方を対象とします。(車いす乗車はできません。)
- ④運行状況により到着時間が前後する場合があります。

利用者登録はこちら

お問合せ先

- ・安田地区振興協議会 ☎070-2645-2147 メール：yasudashien01@gmail.com
- ・琴浦町企画政策課 ☎0858-52-1708

申込先

区長に提出してください

提出期限▶7月20日(火)

利用者登録申込書

ご利用を希望の方はあらかじめ利用登録が必要です。
家族など同じ住所で複数の方を登録する場合は、あわせてご記入ください。

住所	琴浦町		自宅電話番号	
登録者	ふりがな 氏名	性別	生年月日 (年齢)	携帯電話番号 (緊急時・外出時連絡用)
1		男・女	年 月 日 (歳)	
2		男・女	年 月 日 (歳)	
3		男・女	年 月 日 (歳)	

令和4年度琴浦町営バス
運行経路

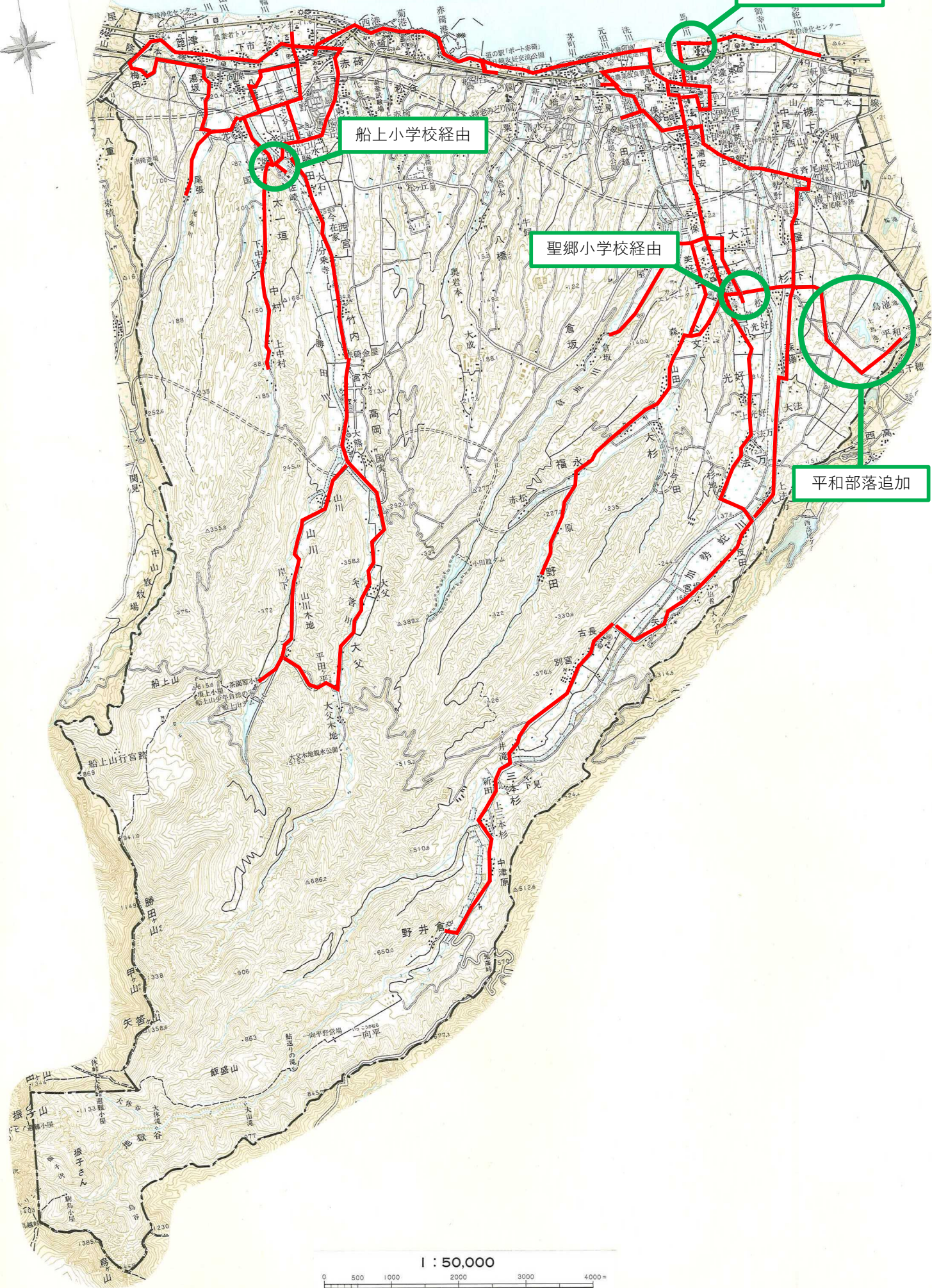
琴浦町全図

トライアル経由

船上小学校経由

聖郷小学校経由

平和部落追加



1 : 50,000

0 500 1000 2000 3000 4000m

～ことうらバスご利用の皆様へ～

ことうらバスの運行見直しのお知らせ (令和4年4月以降)

令和4年4月より

運行便数、運行時刻の変更を
予定しています。

来年4月からの運行計画については、
次ページ以降をご覧ください。

- ✓ この資料は、現時点での計画に基づいて作成しています。今後変更となる場合があります。
- ✓ 最終的な時刻表が決定しましたら、各世帯に配布して、周知いたします。

運行の見直しに関して、ご意見、ご感想等ございましたら次ページの意見用紙に記載の上、お手数ですが役場企画政策課までご提出ください。

- ・ 提出期限 **8月16日(月)**
- ・ 提出先 琴浦町役場企画政策課
〒689-2392 東伯郡琴浦町大字徳万591-2
電話0858-52-1708 ファクシミリ0858-49-0000
メール kikaku@town.kotoura.tottori.jp
- ・ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、メール

見直しのポイント

- 朝(7:00台)と夕方(16:30以降)のバスは、小中学生と一般客の混乗となります。
- 福永線、上中村線は利用者が少ないため、日中のバスは運行しません。
- 小中学校の登下校、JRとの接続を考慮して、全体のダイヤを変更します。
- 利用者が少ない便（平均2.0人/日・便未満）は、減便対象とします。
- 日中のバスを全て減便した地区については、共助交通の運行またはタクシー助成制度により対応します。

1 琴浦海岸線（※時刻変更、部分運休）

	便	発車時刻	発	到着時刻	着	見直しの内容
上り	①	8:02	赤碕車庫	8:48	二軒屋	
	②	10:19	赤碕車庫	11:05	二軒屋	
	③	13:06	赤碕車庫	13:51	二軒屋	
	④	14:53	赤碕車庫	15:38	二軒屋	水曜運休(中学下校対応)
下り	①	8:51	二軒屋	9:37	赤碕車庫	
	②	11:08	二軒屋	11:54	赤碕車庫	
	③	13:54	二軒屋	14:40	赤碕車庫	
	④	15:41	二軒屋	16:27	赤碕車庫	水曜運休(中学下校対応)

きりとり

ことうらバスの運行見直しに関するアンケート

お名前	
ご住所	琴浦町大字
ご連絡先（携帯等）	
ご意見等	
提出先	琴浦町役場企画政策課 〒689-2392 東伯郡琴浦町大字徳万591-2 電話 0858-52-1708 ファクシミリ 0858-49-0000 メール kikaku@town.kotoura.tottori.jp
提出期限	令和3年8月16日（月）〔持参、郵送、メール、ファクシミリ〕

3 福永線、上法万線、野井倉線 (※時刻およびルート変更、一部減便)

福永線、上法万線 (上り)

野井倉線 (上り)



	便	発車	発	到着	着	見直しの内容
福永線	①	7:20	野田	7:58	浦安駅	倉坂、聖郷小經由
	②	7:35	平和	7:58	浦安駅	平和を追加 聖郷小經由
上法万線	①	7:18	野井倉	7:57	浦安駅	聖郷小經由
	②	9:46	野井倉	10:25	アプト前	
	③	12:41	野井倉	13:20	アプト前	
野井倉線	④	15:53	野井倉	16:32	アプト前	
	⑤	17:59	野井倉	18:33	浦安駅	

- ✓ 上法万線のうち、利用者が少ない**次の便を減便**します。
①14:07 上法万 ⇒ 14:35 アプト前
②15:53 上法万 ⇒ 16:21 アプト前
- ✓ 福永線は、**上記以外の便は運行しません。交通空白地タクシー助成制度**の対象区域とすることを予定しています。
〔対象地区〕 野田、福永、大杉、山田、公文、倉坂

内容	・年間72枚(6枚/月)のタクシーチケットを交付 ・利用料金の1/2を助成
対象者 全てに該当	①独居又は高齢世帯(65歳以上)の方 ②自家用車を運転できない理由があり移動手段に困っている方 ③同居する家族が自家用車の運転をすることができない方
※参考 タクシー料金	浦安駅 ⇒ 野田 約3,200円、浦安駅 ⇒ 倉坂 約1,600円

福永線、上法万線 (下り)

野井倉線 (下り)

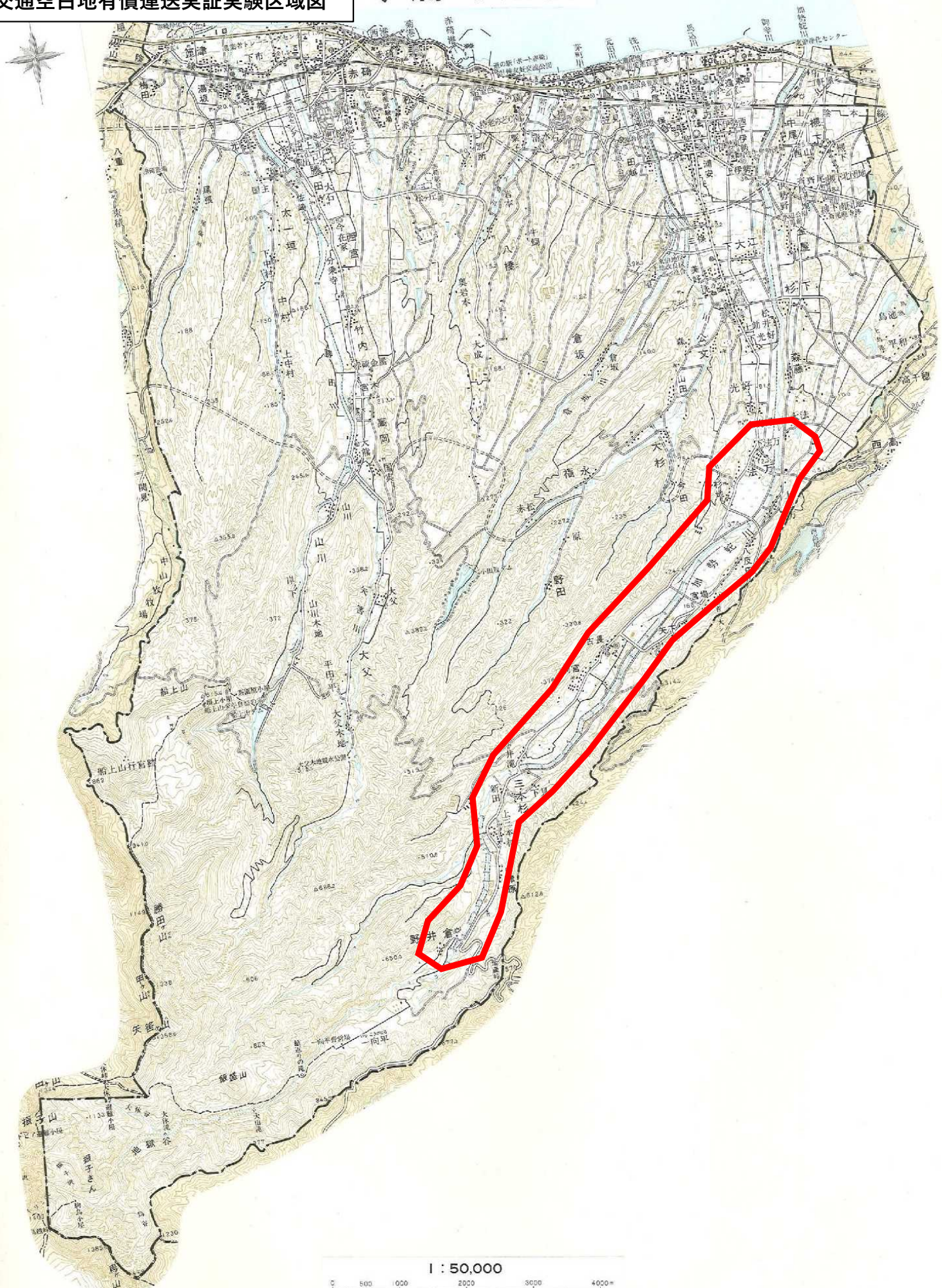


	便	発車	発	到着	着	見直しの内容
福永線	①	17:25	アプト前	18:03	野田	倉坂、聖郷小經由
	②	18:50	浦安駅	19:19	野田	平日のみ 倉坂經由
上法万線	①	9:22	浦安駅	9:49	上法万	
	②	11:35	アプト前	12:07	上法万	
	③	17:08	アプト前	17:39	平和	平和を追加 聖郷小經由
	④	18:50	浦安駅	19:29	平和	平和を追加 平日のみ
野井倉線	①	9:05	アプト前	9:44	野井倉	
	②	11:55	アプト前	12:39	野井倉	聖郷小經由
	③	13:25	アプト前	14:09	野井倉	聖郷小經由
	④	15:12	アプト前	15:51	野井倉	
	⑤	17:13	アプト前	17:57	野井倉	聖郷小經由
	⑥	18:47	アプト前	19:21	野井倉	
	⑦	19:45	浦安駅	20:16	上三本杉	平日のみ

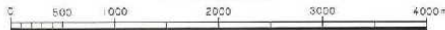
- ✓ 灰色の路線は、小学校の下校ルートです。
- ✓ 上法万線のうち、利用者が少ない**次の便を減便**します。
①7:12 浦安駅⇒7:34 上法万 ②13:37 アプト前⇒14:06 上法万
③15:25 アプト前⇒15:50 上法万
- ✓ 福永線は、**上記以外の便は運行しません。交通空白地タクシー助成制度**の対象区域とすることを予定しています。
〔対象地区〕 野田、福永、大杉、山田、公文、倉坂

古布庄地域振興協議会
交通空白地有償運送実証実験区域図

琴浦町全図



1 : 50,000



利用案内

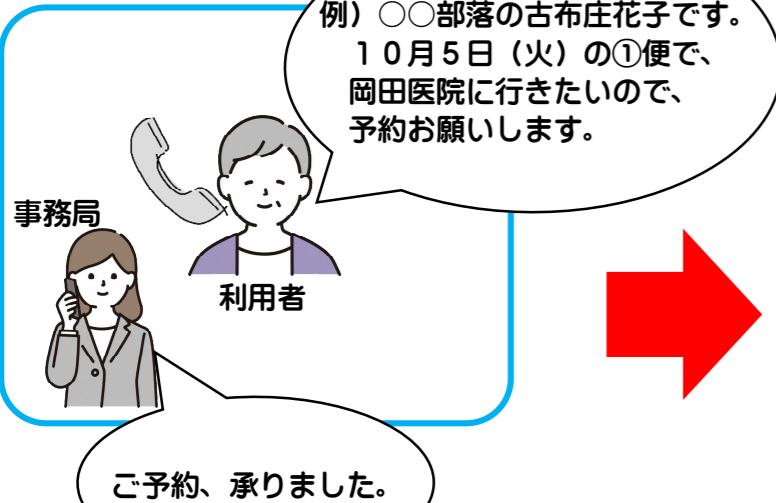
1. たすけあい交通は、自宅(付近)や目的地(病院や店など)までお送ります。
2. 予約状況により、乗り合いになる場合があります。
3. 乗り合いの場合などで、たすけあい交通の運行時刻がご都合に合わない場合は、公共バスやタクシー等のご利用をお願いします。
4. たすけあい交通の運行予定時刻は、下記のとおりです。

- ①便 9:30頃 自宅(付近)へお迎え ②便 11:00頃 外出先へお迎え
 ③便 13:30頃 自宅(付近)へお迎え ④便 15:00頃 外出先へお迎え

利用方法

※利用には、事前に登録が必要です(別紙の利用登録申込書を提出ください)

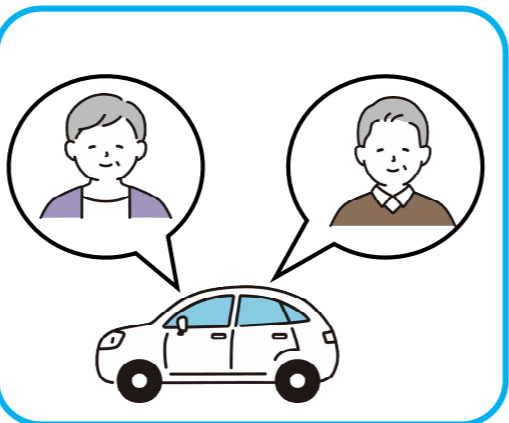
①電話で予約



②自宅(付近)にお迎え



③乗合で順番に移動



④目的地でおわる



～たすけあい交通と公共バスの時刻表～

浦安駅・アプト方面

行先 乗降場所	バス 浦安駅	バス アプト	たすけあい ①便	バス アプト	たすけあい ③便	バス アプト	バス アプト		
野井倉	7:25	...	たすけあい交通 古布庄 古布庄地区内 自宅へお迎え 9:30頃 ↓ 目的地 到着予定 10:00頃	12:17	たすけあい交通 古布庄 古布庄地区内 自宅へお迎え 13:30頃 ↓ 目的地 到着予定 14:00頃	14:39	16:52		
中津原	7:27	...		12:19		14:41	16:54		
上三本杉	7:28	8:54		12:20		14:42	16:55		
下三本杉	7:30	8:56		12:22		14:44	16:57		
別宮	7:34	9:00		12:26		14:48	17:01		
古長	7:36	9:02		12:27		14:49	17:02		
矢下	7:38	9:04		12:29		14:51	17:04		
宮場	7:39	9:05		12:30		14:52	17:05		
八反田	7:40	9:06		12:31		14:53	17:06		
上法万	7:42	9:08		12:33		14:55	17:08		
杉地	7:43	9:09		12:34		14:56	17:09		
下法万	7:45	9:11		12:36		14:58	17:11		
↓	↓	↓		↓		↓	↓	↓	↓
役場	7:55	9:21		12:46		15:08	17:21		
中学校前	7:56	9:22	12:47	15:09	17:22				
浦安駅	7:59	9:25	12:50	15:12	17:25				
アプト前	...	9:30	12:55	15:17	17:30				

古布庄方面

行先 乗降場所	バス 三本杉	たすけあい ②便	バス 野井倉	バス 野井倉	たすけあい ④便	バス 野井倉	バス 野井倉
アプト前	...	外出先へのお迎え 11:00頃 ↓ 古布庄地区内 到着予定 11:30頃 たすけあい交通 古布庄	11:35	14:00	外出先へのお迎え 15:00頃 ↓ 古布庄地区内 到着予定 15:30頃 たすけあい交通 古布庄	16:12	17:15
浦安駅	8:21		11:40	14:05		16:17	17:20
中学校前	8:24		11:43	14:08		16:20	17:23
役場	8:25		11:44	14:09		16:21	17:24
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
下法万	8:35	11:54	14:19	16:31	17:34		
杉地	8:37	11:56	14:21	16:33	17:36		
上法万	8:38	11:57	14:22	16:34	17:37		
八反田	8:40	11:59	14:24	16:36	17:39		
宮場	8:41	12:00	14:25	16:37	17:40		
矢下	8:42	12:01	14:26	16:38	17:41		
古長	8:44	12:03	14:28	16:40	17:43		
別宮	8:46	12:05	14:29	16:42	17:45		
下三本杉	8:50	12:09	14:31	16:46	17:49		
上三本杉	8:52	12:11	14:35	16:48	17:51		
中津原	...	12:12	14:36	16:49	17:52		
野井倉	...	12:14	14:38	16:51	17:54		

注意事項

- ・ご利用には事前登録が必要です。ご希望の方は、利用登録書にご記入の上お申し込みください。
- ・ご利用は電話受付のみとなります。070-4357-1516へご連絡ください。
- ・お迎えの5分前には乗車場所でお待ちいただき、乗り遅れの無いようご注意ください。
- ・おひとりで乗車できない場合は、介助者が同伴されれば乗車することが可能です。なお、同伴者の方も利用者登録及び予約が必要です。
- ・大きな荷物や大量の荷物を運ぶ際は、予約時にご相談ください。
- ・危険物（灯油・火気類・ペット等）の持ち込みはご遠慮ください。
- ・運行は、運行区域（古布庄地区から浦安駅・アパート周辺）に限ります。運行区域外への移動をご希望の場合は、公共交通機関のご利用をお願いします。
- ・乗り合いの場合、複数施設への立ち寄りをご遠慮ください。
- ・ドライバーの指名はできません。
- ・乗車中の迷惑行為（喫煙・泥酔など）は禁止します。
- ・予約をキャンセルされる場合は、速やかに担当ドライバーまたは事務局へご連絡ください。
- ・台風や吹雪などの荒天時には、運行を中止する場合があります。
- ・ご乗車の際は、感染防止のため、検温・マスクの着用・手指の消毒にご協力ください。

たすけあい交通古布庄スタッフ

青亀 義雄（下法万）、生田 明博（古長）、生田 孝子（古長）、馬野 忠篤（下三本杉）、
定常 隆文（別宮）、幅田 友美（下三本杉）、樋口 修一郎（宮場）、耳井 隆（中津原）、
師岡 正樹（杉地）、山根 勇（別宮）、横山 俊博（上法万）、黒松 直人（企画政策課）

安全な運行を心がけます。ご理解とご協力を宜しくお願い致します。
スタッフ一同

よろしくお願ひします



古布庄地区のみなさまへ



たすけあい交通

9/21(火)から実証実験を行います！

自家用車等で移動が困難な地域住民の、通院や買い物などの移動手段の確保は、古布庄地区の課題です。そこで、古布庄地域振興協議会では、こうした課題を解決するため、地域住民による移動支援に取り組んでいくことになりました。今回の実験で利用実態の把握、運行内容の詳細を検証し、今後の移動支援の在り方を検討していきます。この機会に、ぜひご利用いただき、ご意見をお聞かせください。

運行区域

古布庄地区内から
浦安駅・アパート周辺

トピア・JA 東伯支所
浦安駅・岡田医院・森本医院
なにわ整形外科・石亀歯科
くにたけ歯科・いない
アパート・しんしんなど
※古布庄地区内の移動もOK！

運行時間

月～金

(土・日・祝日は運休)

9:30～15:30

※時刻表をご覧ください

運賃

無料(実験のため)

対象者

古布庄地区住民

※おひとりで車両に乗り降りできる方

運行期間

令和3年9月21日(火)から

11月19日(金)まで

《予約・お問合せ》 古布庄地域振興協議会

☎ 070-4357-1516

※受付時間:9時～15時(平日のみ)ご利用日の前日まで

1. 自家用有償旅客運送について

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※)ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

5. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・ 自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の協議

地域公共交通会議、運営協議会等

- ・ 自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・ その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項



②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・ 当該地域を管轄する運輸支局等
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

(事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年)